

北海道科学大学合宿場使用規程

(目的)

第1条 この規程は、合宿場の効率的な使用をはかるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用範囲)

第2条 合宿場は、北海道科学大学（以下「本学」という。）の学生又は学生団体のより健全な課外活動を推進するために使用することができる。

2 合宿場は、北海道科学大学高等学校（以下「高校」という。）の生徒が教諭の管理の下で使用することができる。

3 合宿場は、前2項の使用のほか、本学が必要と認めた行事その他に使用することができる。

(使用許可)

第3条 合宿場の使用を希望する本学の学生又は学生団体は、使用する希望日の1ヵ月前までに所属局長、協学会及び学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 当該学生又は学生団体の顧問教員は合宿期間中、原則として合宿場に宿泊するものとする。

3 教諭が合宿場の使用を希望する場合は、使用する希望日の1ヵ月前までに協学会及び学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

(使用期間及び時間)

第4条 合宿場の使用期間は、原則として、7日以内とする。

第5条 合宿場の使用時間は、正課授業時間以外の時間とする。

(遵守事項)

第6条 合宿場の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用期間中、使用許可書を合宿場内所定の場所に掲示すること

(2) 使用は本学の学生及び教職員並びに高校の生徒及び教諭に限るものとし、部外者の立入りをさせないこと

(3) 寝具・炊事用具又は食器等は、使用者各自で用意すること

(4) 常に清潔・整理・整頓に心掛けること

(5) 火災・盗難の予防に厳重に注意すること

(6) 電灯・水道の使用については、特に節約に留意すること

(7) 危険物、火気及び電熱器具の持込みはしないこと

(8) 現金や貴重品を保管しないこと

(9) 合宿中は、特に言動を慎み、喧騒にわたるなどして、他の迷惑となることのないよう留意すること

(10) 使用許可期間が終了したとき（承認期間内でも使用を中止した場合を含む。）は、速やか

に学生課へ報告し、施設・設備等の点検を受けること

(施設等の破損)

第7条 使用者が合宿場の施設・設備等を破損したときは、速やかに学生課へ届け出なければならない。

2 合宿場の施設・設備等を、破損・汚損又は滅失したときは「北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程」第5条に基づき、その損害を弁償しなければならない。

(使用の取消し)

第8条 この規程に違反した場合は、合宿場の使用を取消すことがある。

(懲戒)

第9条 この規程に反する行為をした学生又は教職員の指示に応じない学生に対しては、北海道科学大学学則第64条を適用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。